

# 福岡市道路サポーター制度 Q&A

## (1) 申請時

	質問	回答
1	福岡市道路サポーター制度は誰でも活用できるのか。	5名以上で構成する団体であれば、活用できます。詳細は、実施要綱でご確認ください。
2	申請書に印鑑は必要か。	押印・署名は不要です。
3	清掃活動以外も出来るのか。	申請書の活動内容のその他にチェックし、実施したい活動内容等を記入してください。実施の可否については、各区の維持管理課へご相談ください。
4	破損箇所は清掃活動中のものを通報するのか。	日常で破損箇所等を発見した場合も、各区の維持管理課へご通報ください。
5	活動範囲は地区で申請するのか。	活動する道路の路線を選定し、活動を行う起点、終点を明示してもらいます。
6	活動範囲の制約はあるのか。	基本は、歩道を対象に実施してもらいます。生活道路等の歩道が無い道路につきましては、十分に安全に配慮し実施してください。詳細は、各区の維持管理課へご相談ください。

## (2) 活動時

	質問	回答
1	道路清掃時のゴミはどのようなものを指すのか。	道路上に捨てられた空き缶や空き瓶、ペットボトル、紙クズ等になります。また、街路樹から落ちた落ち葉、雑草等です。
2	ゴミの回収はいつか。	道路清掃前に各区の維持管理課へ作業日程を連絡してもらえれば、作業終了後、数日中に回収へ回ります。
3	ベット等の粗大ごみは、どうしたらよいのか。	各区の生活環境課へ連絡してください。
4	ゴミ袋は、市の指定袋であればよいのか。	道路サポーター制度専用のゴミ袋を支給しますので、専用ゴミ袋を使用してください。専用のゴミ袋以外は回収しません。
5	車道上の清掃は行うのか。	(1) 申請時6と同じ
6	破損通報の内容はどのようなものか。	破損箇所事例を参照。早急に対応が必要なもの。事故等につながるようなものについて、通報してください。
7	清掃用具の支給は無いのか。	現時点は、支給の予定はありません。

## (3) その他

	質問	回答
1	参加するのに複数の店舗がある場合は、すべての店舗が参加しないと行けないのか。	参加できる店舗のみでかまいません。申請時に参加する店舗ごとに申請書を提出してください。
2	複数店舗がある場合の窓口は、道路維持課でよいのか。	申請にあたっての説明等については、道路維持課で行います。活動を実施する際は、店舗がある各区へ申請やゴミの回収、破損通報等を行ってください。
3	道路清掃ゴミは、企業の回収ゴミと併せて処理してもかまわないか。	企業の方で処理してもかまいません。
4	ゴミの回収は、区役所に依頼しないとイケないのか。	一般家庭ゴミとして処理してもかまいませんが、ゴミ袋は、サポーター制度専用のゴミ袋でなく、一般家庭ゴミの指定袋で処理してください。
5	広報活動等とはどんな事をするのか。	市のHPで参加団体の掲載及び活動内容等を紹介します。
6	活動回数4回は必須か。	4回以上の活動計画を立ててもらいますが、やむを得ず活動が出来なかった場合は、実施したもののみ報告していただきます。特に拘束するものではありません。